

## 平成28年第9回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月26日（月）午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター
3. 委員定数 条例定数31人 現委員31人
4. 出席委員（28人）

会 長	1番	岩崎信一郎			
会長代理	2番	麻生 克典			
委 員	3番	岸本 六郎	4番	浦口 大輔	5番 今村 和人
	6番	岳野 一敏	7番	太田 尚臣	8番 山口 美幸
	9番	郡 勝壽	10番	辻尾 政幸	11番 松本千代治
	12番	竹尾 久人	13番	高野 和美	14番 山口 孝生
	15番	木本 安仁	16番	山下 裕史	17番 内海 輝次
	18番	辻山 保美	19番	辻 良人	20番 山脇 初良
	21番	澤田 馨	23番	宮原 信明	24番 熊野 三次
	25番	朝長 久夫	26番	山添 満之	27番 平野 安雄
	28番	福田 務	30番	井田 初美	
5. 欠席委員（3人）

22番	牛水 司	29番	大久保和博	31番	田中 初治
-----	------	-----	-------	-----	-------
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第42号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第43号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
  - 議案第44号 非農地通知の対象とすることの決定について

報告事項

  - ・農地転用許可不要案件届出について
7. 事務局 事務局長：中村 正且 局長補佐：神浦 真吾 主査：山口 智貴
8. 会議の概要

事務局 只今から平成28年西海市農業委員会第9回総会を開会いたします。  
本日、22番牛水委員、29番大久保委員、31番田中委員より欠席の旨、通告  
がありましたのでご報告いたします。出席委員は在任委員31名中28名で、定足

数に達しておりますので総会は成立しております。それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、2番麻生委員、3番岸本委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。それでは、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。

資料は2頁です。所在地・地番が西彼町■■■■■■■■■■、地目・畑、現況・畑（耕作放棄地赤判定）、地積・587㎡の申請となっています。譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「譲り渡し人による管理耕作が困難なため、譲り受け人に対し所有権移転（贈与）の申し出があり、自宅近隣でもあるため譲り受けのもの」というものです。権利種別は所有権移転「贈与」となっています。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から6頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図を添付しております。申請地の南側、水色のところが譲り受け人の自宅になります。5頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。6頁は現況写真となっています。現在耕作放棄地になっていますが、譲り受け後は「レモンなど柑橘類の栽培をしたい」ということです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員をお願いします。

20番 この案件の譲り渡し人と譲り受け人は親戚関係にありまして、住居も近所でございます。今回、譲り渡し人の■■■■■■■■■■が農業をやめるということで、■■■■■■■■■■が譲り受けて果樹等を栽培するということでございます。耕作放棄地の解消にもつながることですので、よろしくご審議のほどをお願いします。

議長 ただ今、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番から3番まで一括して事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は7頁です。所在地・地番が西彼町[REDACTED]、地目・畑、地積・1,014㎡、現況は普通畑（実質不耕作）となっています。使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。使用目的は、太陽光発電設備を設置するとなっています。建築面積は576㎡、所用面積は1,014㎡、権利の内容は使用貸借権設定永年となっています。関係資料は8頁から14頁までで、8頁に位置図、9頁に付近状況図、10頁に字図を添付しております。黄色の箇所が今回の申請地となっています。11頁は現況写真。12頁に被害防除計画書、13頁に配置図関係、14頁に平面図・立面図を添付しております。太陽光パネル400枚、40kwの発電を行うというものです。申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する」、近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、太陽光パネルの角度を10度以内に、設置方向を加減し特段影響ないということです。周辺農地の影響は農地が設置場より上段となること、角度を10度以下にするため影響がない。排水計画について雨水は自然流下・水路放流で敷地内に溜枡を設置し、道路側溝へ放流するとのこと。2番について説明します。資料は15頁からです。ここで資料の修正をお願いします。使用貸借権設定「永年」となっていますが「30年」に修正願います。詳細は本日配資料を参照ください。所在地・地番が西彼町[REDACTED]、地目・畑、地籍391㎡。現況は不耕作となっています。使用貸し人・使用借り人に関する事項は議案書記載のとおりです。転用目的は、自己用住宅を建築する為となっています。建築面積は52.99㎡、所用面積は391㎡。権利の内容は使用貸借権設定「3となっています。木造2階建て1階51.34㎡、2階52.99㎡、計104.33㎡の住宅建築となっています。関係資料は16頁から23頁までで、16頁に位置図、17頁に付近状況図、18頁に字図をつけています。黄色の箇所が今回の申請地となっています。19頁は現況写真。20頁に被害防除計画書、21頁に配置図、22頁に平面図、23頁に立面図を添付しております。20頁の申請地の造成計画の内容ですが「現状のまま利用する」。緩衝地を設けるとなっております。近傍農地への被害防除措置の内容または被害の発生の恐れを生じさせない措置としまして、切土、盛土を行う必要がなく敷地工事のみで排水施設を施すため被害の恐れはないということです。近傍農地への日照、通風、耕作等

への影響は住宅を中央部に建築することで隣地境界に片寄りがなく、隣接する農地に比べ低い土地のため影響を及ぼす恐れはないとのことです。排水計画について雨水排水は溜枡、汚水・生活雑排水は合併浄化槽処理、雨水・処理水は道路側溝へ放流するとのことです。3番について、資料は24頁からです。所在地・地番が、西海町[REDACTED]、地目・畑、地籍・535㎡。現況は樹園地となっています。使用貸し人・使用借り人については議案書記載のとおりです。転用目的は、現在娘夫婦が借家に居住しているが手狭なため自宅を両親の近隣に新築したいとなっています。建築面積は123.80㎡、所用面積は535㎡。権利の内容は使用貸借権設定永年となっています。木造平屋建、123.80㎡の住宅建築です。関係資料は25頁から32頁までで、25頁に位置図、26頁に付近状況図、27頁に字図をつけています。黄色の箇所が今回の申請地となっています。28頁は現況写真。29頁に被害防除計画書、30頁に配置図、31頁に平面図、32頁に立面図を添付しております。29頁の申請地の造成計画の内容ですが盛土を行う（最高1.0m、最低0.5m）。切土を行う（最高1.0m、最低0.5m）それに伴う被害防除措置は、土留め工事をする。被害防除措置の内容又は、被害の発生の恐れがない理由としまして、周辺農地と距離高低差があり、側溝を設置することで特段被害を及ぼす恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための理由は周辺農地と距離高低差があり特段被害を及ぼす恐れがない排水計画について雨水排水は自然流下、汚水・生活雑排水は下水道処理するとのことです。事務局からの説明は以上です。

議長 16番 順次補足説明をお願いします。まず1番について担当委員をお願いします。  
使用貸し人と借り人については皆さんご存知かと思いますが、[REDACTED]で[REDACTED]でございます。夫婦関係にあり、元々は奥さんの実家の土地だったそうであります。数年前までは貸しておりましたが借り手がなくなり、現在は草刈をして保全管理に努めておりましたが、それも大変な状態となり何か利用できないかということで太陽光発電をするに至ったとのことです。パネルについてはなるべく低く設置して周辺に迷惑がかからないようにすること、周辺の農地についても耕作放棄地がほとんどで、一部イチゴの苗をしておりますが影響はないものと考えます。また、排水等についても何ら影響はないと判断いたしましたのでよろしくお願いします。

議長 30番 はい、では2番について担当委員をお願いします。  
昨日現地を確認してきました。貸し人と借り人は親子関係でご子息が住宅を建てたいということでの許可申請となっております。申請地は道のすぐ下にあり、段差があり一段低くなっており道上の畑には日照等影響はないように思われました。排水関係も被害防除計画のとおり実施するというので特に問題はないと思いますので審議等よろしくお願いします。

議長 14番 では3番について担当委員をお願いします。  
借り人は貸し人の娘夫婦で、場所は[REDACTED]向かう国道の[REDACTED]道の起点のところになります。現在はみかんを植栽していますが、住宅を建てたいというこ

とでの許可申請になっております。周辺の農地とは高低差があり特段影響はないものと思われ、排水関係も自然流下あるいは下水道と何ら問題はないものと思われま  
すのでご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　ただ今、議案第41号の1番から3番について説明がありました。  
　これより質疑に入ります。何かご意見等ございませぬか。  
　《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませぬか。  
　《異議なしの声あり》

議 長 　「異議なし」と認めます。  
　よって、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　次に議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
　事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっております。34頁は農地利用集積計画集計表です。「使用貸借権・賃貸借権設定」1件、「使用貸借・賃貸借権設定」（県公社借入分）5件の2つの表が対象となっております。個人間の設定として「15年」のもの、畑・1筆・212㎡、県公社借入「15年」のもの「賃貸借」畑・5筆、1,458㎡となっております。35頁は平成28年9月受付、利用集積計画表です。1番・譲り渡し者（貸し手）は■■■■、譲り受け者（借り手）は■■■■、農地の所在地は、西海町■■■■、地目・原野、耕作地目・畑、面積・212㎡、新再区分は新、権利の種類は使用貸借。期間は15年となっております。36頁は県公社借入「15年」のもの「賃貸借」畑、5筆、1,458㎡、新再区分は「新」で、詳細は一覧表のとおりです。37頁に借り手の■■■■の経営状況を添付しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 　ただ今議案第42号について説明がありました。補足説明を担当委員お願ひします。

12番 　借り手の■■■■は現在は会社員として農業にも従事しておりますが、父親が亡くなり、実姉の■■■■が手伝いながら■■■■の農業を継承しております。■■■■は専業として経営する予定であります。所在地は場所が良くおいしいみかんができる所で、良い刺激を受けたものと思っております。耕作放棄地を借り受けてみかんを新植するとのことであり、耕作放棄地の解消にもなりますのでよろしくお願ひします。

議 長 　ただ今、議案第42号「農用地利用集積計画の決定について」説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第42号「農地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議 長 次に議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします

事務局より議案の説明を求めます。

事務局 それでは議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める。となっています。資料は39頁です。先ほど36頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・5筆がそのままここに計上されています。県農業振興公社から「1名」に対し計5筆、1,458㎡の賃貸借が計上されています。1番から5番までの5筆、「賃貸借」、「15年」の農用地利用配分計画（案）が出ています。詳細につきましては議案書を参照ください。39頁に経営状況を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。

議案第42号の説明と重複いたしますので補足説明は省略いたします。

ご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 次に議案第44号「非農地通知の対象とすることの決定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

事務局 それでは資料は41頁をお願いします。議案第44号の非農地通知の対象とすることの決定について説明をいたします。今回は6筆、3,543㎡について、審議を頂きたいと思います。所有者の方は2件の方となっています。住所や所有者の詳細につきましては議案書記載のとおりです。1番から4番の土地につきまして、所有者は西彼町■■■■の方で自宅の周辺に対象地があります。42頁に位置図、43頁に付近近況図、44頁に字図、45頁に航空写真を添付しています。それぞれの

資料で、黄色に塗った部分の①から④が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。46・47頁が対象地の現況写真です。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。5番・6番の土地につきまして、所有者は佐世保の方で、体調を崩し近年管理・耕作ができない状況となっています。48頁に位置図、49頁に付近近況図、50頁に字図、51頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分の⑤、⑥が申請地となっています。現場のほうですが、雑木が茂っておりまして、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。52頁が対象地の現況写真です。対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について本人聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありましたが、1番から4番について補足説明を担当委員をお願いします。

26番 　1番から4番までの対象地は■■■■■■■■■■の近傍にあり、所有者の■■■■■■■■■■で年齢も高齢であります。今回の申出の理由は近隣に太陽光発電の計画があり、20年来耕作もしていないということもあり今回の申し出になったとのことでした。太陽光発電の開発については周りの耕作者も賛成しており、協定も締結しているとの事で問題はないと思われまますのでご審議方よろしくをお願いします。

議長 　次に5番6番について担当委員をお願いします。

23番 　対象地は■■■■■■■■■■というところになります。所有者の■■■■■■■■■■以前は■■■■■■■■■■に住んでおられましたが現在は佐世保のほうに移っております。元々はビワを植えておりましたが住所を移してから管理がされておらず、今後もできないとのことでした。現状は山林化して来ておりますので非農地通知の対象として問題ないものと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 　ただ今、議案第44号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から6番について説明がありました。これより質疑に入ります。

何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。

よって、議案第44号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から6番について、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。

農地転用許可不要案件について事務局から報告を求めます。

事務局 それでは資料は53ページをお願いします。平成28年9月受付 農地転用許可不要案件届出について説明をいたします。「1番」から「2番」までありますが、すべてKDDIの無線基地局新設工事(携帯電話)の分となります。平成28年3月1日以降の受付分から県への進達が不要となり市町村農業委員会への届出で事業着手できるように改正されており、前回に引き続きの受付、報告事項となります。事業は受理後から平成28年10月31日までを予定しております。それでは説明します。資料は53頁です。「1番」の所在地・地番が西彼町[REDACTED]、地目・畑、地積・1,194㎡、「2番」の所在地・地番が西海町[REDACTED]、地目・畑、地積・849㎡、計2筆・2,043㎡のうち29.00㎡の届出となっています。申請者の住所・氏名については議案書記載のとおりです。申請事由としまして「携帯無線電話サービス提供をしているがスマートホンの急激な需要増に対応するため無線基地局を新設する。」というものです。基地局の面積は1番25.00㎡、2番4.00㎡の計29.00㎡で敷地をフェンスで囲い、高さ約15mのコンクリート柱と無線基地局設備を配置するものです。事業期間は届出書受理から10月31日までになります。関係資料は54頁から65頁までで、「1番」の西彼[REDACTED]基地局分54頁に位置図、55頁に付近近況図、56頁に字図、57頁に現況写真、58頁に敷地平面図をつけています。「2番」西海[REDACTED]局は59頁から63頁に共通項目資料として64頁に設備の平面図・立面図、65頁にKDDI携帯電話基地局設置の参考写真・電気通信事業登録通知(写し)を添付しています。事務局からの報告は以上です。

議 長 何か意見等ありませんか。

ないようでしたら、ただ今報告があったとおりに届出があったということでご承知おきください。

議 長 以上をもちまして本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 これをもちまして西海市農業委員会第9回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。